

宮津市公報

令和6年5月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目 次

規 則

- 11 宮津市立公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則…………… 1

告 示

- 59 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（島陰自治会）…………… 1
60 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（第2旭が丘自治会）…………… 1
61 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（溝尻自治会）…………… 1
62 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（山中自治会）…………… 2
63 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（中津自治会）…………… 2
64 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（新宮自治会）…………… 2
65 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（浜野路自治会）…………… 3
66 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（矢原自治会）…………… 3
67 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（脇の浜自治会）…………… 3
68 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（獅子自治会）…………… 4
69 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（つつじが丘自治会）…………… 4
70 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（田井自治会）…………… 4
71 宮津市役所地区連絡所設置要綱の一部を改正する要綱…………… 4
72 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（鶴賀自治会）…………… 5
73 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（漁師町自治会）…………… 5
74 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（小字獅子区）…………… 5
75 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（由良宮本自治会）…………… 6
76 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（中村自治会）…………… 6
77 特定子ども・子育て支援施設等の確認…………… 6
78 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（脇自治会）…………… 7
79 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（福田自治会）…………… 7
80 宮津市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給要綱の一部を改正する要綱…………… 7
81 宮津市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給要綱の一部を改正する要綱…………… 8
82 宮津市議会臨時会の招集…………… 9
83 宮津市議会臨時会の付議事件の追加…………… 9
84 宮津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱…………… 9

公 告

- 26 公募型プロポーザル…………… 10
27 農用地利用集積計画の縦覧…………… 13
28 公示送達…………… 13
29 農用地利用集積計画の縦覧…………… 14
30 農用地利用集積等促進計画の縦覧…………… 14
31 農用地利用集積等促進計画の縦覧…………… 14

議 会

《規 程》

- 1 宮津市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程…………… 14

教 育 委 員 会

《告 示》

11 宮津市教育委員会定例会の招集	15
-------------------------	----

———— 選 挙 管 理 委 員 会 ————

《 告 示 》

5 令和 5 年度選挙人名簿抄本閲覧状況	15
----------------------------	----

6 令和 5 年度在外選挙人名簿抄本閲覧状況	15
------------------------------	----

———— 農 業 委 員 会 ————

《 告 示 》

4 宮津市農業委員会定例会の招集	16
------------------------	----

規 則

宮津市立公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 6 年 4 月 5 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第11号

宮津市立公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

宮津市立公民館条例の一部を改正する条例（令和 5 年条例第28号）の施行期日は、令和 6 年 4 月 15日とする。

告 示

宮津市告示第59号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第11項の規定により、平成17年 5 月10日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 4 日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 地縁による団体名 島陰自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 葛 剛 樹
- 3 変更年月日 令和 6 年 4 月 1 日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。

— * * * —

宮津市告示第60号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第11項の規定により、平成24年 4 月 1 日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 4 日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 地縁による団体名 第 2 旭が丘自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 中 江 弘 之
- 3 変更年月日 令和 6 年 4 月 1 日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。

— * * * —

宮津市告示第61号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第11項の規定により、平成11年 4 月 1 日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 4 日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 地縁による団体名 溝尻治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 坂 根 義 晴
- 3 変更年月日 令和6年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。

* * *

宮津市告示第62号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成26年4月11日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月4日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 地縁による団体名 山中自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 稲 岡 修
- 3 変更年月日 令和6年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。

* * *

宮津市告示第63号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年3月30日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月4日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 地縁による団体名 中津自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 梶 恵 隆 明
- 3 変更年月日 令和6年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。

* * *

宮津市告示第64号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成20年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月4日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 地縁による団体名 新宮自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項

住所 <省 略>

氏名 小 倉 俊 幸

3 変更年月日 令和6年4月1日

4 変更の理由 団体役員の改選による。

— * * * —

宮津市告示第65号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成20年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月4日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 地縁による団体名 浜野路自治会

2 変更があった事項及びその内容

代表者に関する事項

住所 <省 略>

氏名 中 西 一 孝

3 変更年月日 令和6年4月1日

4 変更の理由 団体役員の改選による。

— * * * —

宮津市告示第66号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、令和3年5月20日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月4日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 地縁による団体名 矢原自治会

2 変更があった事項及びその内容

代表者に関する事項

住所 <省 略>

氏名 尾 浪 均

3 変更年月日 令和6年4月1日

4 変更の理由 団体役員の改選による。

— * * * —

宮津市告示第67号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年10月11日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月4日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 地縁による団体名 脇の浜自治会

2 変更があった事項及びその内容

代表者に関する事項

住所 <省 略>

氏名 桑 原 道 広

3 変更年月日 令和6年4月1日

4 変更の理由 団体役員の改選による。

———— * * * ————

宮津市告示第68号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年8月7日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月4日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 地縁による団体名 獅子自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 桑 原 道 広
- 3 変更年月日 令和6年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。

———— * * * ————

宮津市告示第69号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成25年9月2日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月5日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 地縁による団体名 つつじが丘自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 柴 山 仁 志
- 3 変更年月日 令和6年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。

———— * * * ————

宮津市告示第70号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成23年8月29日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月5日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 地縁による団体名 田井自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 宮 前 多加史
- 3 変更年月日 令和6年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。

———— * * * ————

宮津市告示第71号

宮津市役所地区連絡所設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年4月5日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市役所地区連絡所設置要綱の一部を改正する要綱

宮津市役所地区連絡所設置要綱（昭和60年告示第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の表上宮津地区連絡所の項中「231番地」を「235番地」に改める。

附 則

この要綱は、令和6年4月15日から施行する。

———— * * * ————

宮津市告示第72号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成18年10月13日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月8日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 地縁による団体名 鶴賀自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 小 松 政 信
- 3 変更年月日 令和6年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。

———— * * * ————

宮津市告示第73号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年5月23日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月9日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 地縁による団体名 漁師町自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 京 谷 安 泰
- 3 変更年月日 令和6年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。

———— * * * ————

宮津市告示第74号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成16年3月29日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月9日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 地縁による団体名 小字獅子区
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 吉 岡 桂 希

- 3 変更年月日 令和6年4月1日
 4 変更の理由 団体役員の改選による。

* * *

宮津市告示第75号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成21年3月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月9日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 地縁による団体名 由良宮本自治会
 2 変更があった事項及びその内容
 代表者に関する事項
 住所 <省 略>
 氏名 中 垣 直 之
 3 変更年月日 令和6年4月1日
 4 変更の理由 団体役員の改選による。

* * *

宮津市告示第76号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成22年12月8日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月9日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 地縁による団体名 中村自治会
 2 変更があった事項及びその内容
 代表者に関する事項
 住所 <省 略>
 氏名 和田野 竜 也
 3 変更年月日 令和6年2月4日
 4 変更の理由 団体役員の改選による。

* * *

宮津市告示第77号

次の特定子ども・子育て支援施設から、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の2の規定により、特定子ども・子育て支援施設等の確認の届出があったので、同法第58条の11第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月9日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 提供者の名称 学校法人京都北カトリック学園
 2 施設 の 名 称 宮津暁星幼稚園
 認可外保育施設宮津暁星幼稚園ほしのこ
 3 施設の所在地 宮津市字宮本470番地
 4 確 認 年 月 日 令和6年4月1日
 5 施設等種類 認定こども園
 認可外保育施設
 預かり保育事業(在園児を対象)
 一時預かり事業(在園児以外を対象)

— * * * —

宮津市告示第78号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、令和5年3月2日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月11日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 地縁による団体名 脇自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 中 野 正 彦
- 3 変更年月日 令和6年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。

— * * * —

宮津市告示第79号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成24年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月15日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 地縁による団体名 福田自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 佐 藤 幸 正
- 3 変更年月日 令和6年4月13日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。

— * * * —

宮津市告示第80号

宮津市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年4月15日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給要綱の一部を改正する要綱

宮津市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給要綱（平成19年告示第29号）の一部を次のように改正する。

第2条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（支給対象者）」を付す。

第3条を次のように改める。

（対象講座）

第3条 給付金の支給の対象となる教育訓練講座は、次のとおりとする。

- （1）雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座
- （2）雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）

(3) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）

(4) その他市長が地域の実情に応じて必要と認める講座

第4条第1項第1号中「雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）」を「一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金」に改め、「できない支給対象者」の次に「（前条第1号又は第2号の講座を受講する者）」を加え、同項第2号中「前号」を「前各号」に、「同号」を「前各号」に改め、「一般教育訓練給付金」の次に「、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金（以下「雇用保険制度の教育訓練給付金」という。）」を加え、「差し引いた額」の次に「（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、その額が12,000円を超えないときは給付金は支給しない。」を加え、同号を同項第3号とし、同号の前に次の1号を加える。

(2) 受講開始日において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない支給対象者（前条第3号の講座を受講する者） 当該支給対象者が教育訓練講座の受講のために支払った費用（入学金及び授業料に限る。）の額に10分の6を乗じて得た額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、その額が修学年数に40万円を乗じて得た額を越えるときは修学年数に40万円を乗じて得た額（修学年数に40万円を乗じて得た額が160万円を超えないときは160万円）とし、12,000円を超えないときは給付金は支給しない。

第7条第2項第5号を次のように改める。

(5) 雇用保険制度の教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類（教育訓練給付金支給・不支給決定通知書）

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の宮津市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。

* * *

宮津市告示第81号

宮津市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年4月15日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給要綱の一部を改正する要綱

宮津市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給要綱（平成19年告示第30号）の一部を次のように改正する。

第3条の前の見出しを削り、同条に見出しとして、「（支給対象者）」を付し、同条第2号中「1年」を「6月」に改める。

第4条に見出しとして「（対象資格）」を付し、同条中「対象資格」を「給付金の支給の対象となる対象資格」に改め、同条中第15号を第17号とし、第14号の次に次の2号を加える。

(15) シスコシステムズ認定資格

(16) L P I 認定資格

第5条第2項中「36月」を「48月」に改める。

第6条第1項第1号中「月額100,000円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月については、月額140,000円）」を「養成機関における課程の修了までの期間が12月以上である場合にあっては月額100,000円（当該期間の最後の12月間については、月額140,000円）、当該期間が12月未満である場合にあっては月額140,000円」に改め、同項第2号中「月額70,500円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月については、月額110,500円）」を「養成機関における課程の修了までの期間が12月以上である場合にあっては月額70,500円（当該期間の最後の12月間については、月額110,500円）、当該期間が12月未満である場合にあっては月額110,500円」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の宮津市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。

————— * * * —————

宮津市告示第82号

令和6年第2回宮津市議会臨時会を次のとおり招集する。

令和6年4月30日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 期 日 令和6年5月7日
- 2 場 所 宮津市議会議事堂
- 3 付議事件

- (1) 専決処分の承認を求めることについて（宮津市市税条例の一部を改正する条例）
- (2) 専決処分の承認を求めることについて（宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- (3) 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度宮津市一般会計補正予算（第12号））
- (4) 令和6年度宮津市一般会計補正予算（第1号）

————— * * * —————

宮津市告示第83号

令和6年第2回宮津市議会臨時会の付議事件に次の事件を追加する。

令和6年4月30日

宮津市長 城 崎 雅 文

航空自衛隊ブルーインパルス展示飛行の中止を求める請願書について

————— * * * —————

宮津市告示第84号

宮津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年5月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱（平成21年告示第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「が定める」を「が定めた」に、「基づく」を「定める」に改め、「（時刻暦応答計算による方法を除く。）」及び「京都府木造住宅耐震診断士登録簿に登録されている耐震診断士が」を削り、同条第4号中「木造住宅（」を「耐震診断の結果、評点が1.0未満と診断された木造住宅（」に改め、同条第5号を削り、同条第6号中「木造住宅（」を「地震による建築物の倒壊等の被害から木造住宅（」に改め、「に対して、地震時に」を削り、「守る」を「保護することを」に、「で建築物」を「として当該木造住宅」に改め、同条第5号とし、同条第7号を削り、同条第8号を同条第6号とし、同条の次に次の1号を加える。

- (7) 耐震判定機関 建築物の耐震改修又は簡易耐震改修の計画に関する判定及び評価を行うことができる機関をいう。

第3条第1号中「前条第2号に規定する耐震診断士」を「建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士」に改め、同条第3号中「耐震改修工事」の次に「又は簡易耐震改修工事」を加える。

第4条ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 耐震改修に係る当該補助金の交付を受けたもので、その工事の完了後の評点が1.0未満であったものを、更に評点を1.0以上に向上させる耐震改修を実施する場合
- (2) 簡易耐震改修又は耐震シェルター設置に係る当該補助金の交付を受けたもので、耐震改修

を実施する場合

第 5 条中「、居室耐震改修、」を「及び」に、「及びリフォームに」を「に」に改め、「要する経費（」の次に「耐震判定機関による判定及び評価に要する経費を除く。」を加え、同条後段を次のように改める。

この場合において、簡易耐震改修に係る補助対象経費にあつては50万円を、耐震シェルター設置に係る補助対象経費にあつては40万円を、耐震改修に係る補助対象経費にあつては180万円（評点が0.7以上1.0未満となる場合は、150万円）を限度とする。

第 6 条を次のように改める。

（補助金の額）

第 6 条 補助金の額は、次に掲げる額とする。

- (1) 補助対象経費のうち、耐震改修に要する経費に10分の10（評点が0.7以上1.0未満となる場合は、5分の4）を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）
 - (2) 補助対象経費のうち、簡易耐震改修に要する経費に5分の4を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）
 - (3) 補助対象経費のうち、耐震シェルター設置に要する経費に4分の3を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）
- 2 前項の規定にかかわらず、第 4 条第 1 号及び第 2 号の場合は、前項第 1 号に定める額からこの要綱に基づき交付を受けた補助金の額を減じた額を補助金の額とする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

公 告

宮津市公告第26号

広報みやづ（令和 6 年 8 月号～令和 7 年 3 月号）制作・発行業務委託者を公募型プロポーザルによって選定するに当たり、次のとおり公告する。

令和 6 年 4 月 15 日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 趣旨目的

宮津市が発行する「広報みやづ」（以下「広報誌」という。）に関し、市民が必要とする行政情報を的確に、分かりやすく提供するとともに、市民が読みたくなる広報誌を効率的に制作するため、制作業者のプロポーザルを行うもの。

2 業務の概要

- (1) 業務名 広報みやづ（令和 6 年 8 月号～令和 7 年 3 月号）制作・発行業務
- (2) 履行期間 令和 6 年 7 月 1 日（予定）から令和 7 年 3 月 31 日まで
（令和 6 年 8 月号～令和 7 年 3 月号）
- (3) 業務内容 広報誌の編集、校正、印刷およびこれらに係る付帯業務
（詳細は別紙 2「業務仕様書」のとおり）
- (4) 提案金額 上限 6,500,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

3 応募資格

次に掲げる要件のいずれも満たす者。

- (1) 本件公募に係る事務に従事する職員でない者
- (2) 本件公募に係る契約を締結する能力を有する者
- (3) 破産手続開始の申立てがなされていない者

- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していない者
- (5) 個人事業主である場合はその者、法人その他の団体である場合はその役員が宮津市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 20 号）第 2 条第 1 号から 4 号に掲げる者でない者
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと
- (7) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等に基づき、個人情報を適切に保護・管理できる体制を確保できる者
- (8) 法人又はその代表者（個人にあっては当該個人）が次に掲げる税を滞納していない者

ア 所得税又は法人税

イ 消費税

ウ 本市の市税

4 日程（令和 6 年）

- (1) 公募の開始 4 月 1 5 日（月）
- (2) 質問事項の締切 4 月 1 9 日（金）正午
- (3) 参加表明書の提出期限 4 月 3 0 日（火）
- (4) 提案書類等の提出日 5 月 1 0 日（金）
- (5) 審査日（プレゼンテーション） 5 月下旬（別途通知）
- (6) 結果公表 6 月中旬（予定）

5 提出書類（様式は全て市ホームページからダウンロード）

（1）～（9）を全て（正本 1 部・副本 1 部 ※副本はダブルクリップ止め）提出すること。

- (1) 参加表明書（様式 1）
- (2) 主要業務実績、同種・類似業務実績（様式 2）
- (3) 協力事業者（様式 3）※再委託を行う場合のみ
- (4) 実施体制（様式 4）
- (5) 企画提案書（様式 5）
- (6) 企画提案作品（別紙 1「企画提案作品について」参照）
- (7) 令和 6 年 8 月号の業務スケジュール（様式なし）
- (8) 参考見積書（様式なし）
- (9) 商業登記及び税金の未納がない等を証明する書類（事業者が法人の場合は、証明書様式その 3 の 3「法人税と消費税及地方消費税」）

※（5）及び（6）は正本 1 部・副本 6 部（※副本はダブルクリップ止め）を提出すること

6 提出書類の提出期限及び提出先

(1) 提出期間

令和 6 年 4 月 15 日（月）から令和 6 年 4 月 30 日（火）まで（土日及び祝休日を除く。）

受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 提出方法

持参または郵送。郵送の場合は 4 月 30 日（火）必着とします。

※ 申込みは、1 申込者につき 1 案に限ります。提出書類の確認等を行う必要がありますので、提出の際は、事前に連絡してください。

(3) 提出場所・連絡先

〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手 345 番地の 1

宮津市 企画財政部 移住定住・魅力発信課 魅力発信係（本館 3 階）

電話：0772-45-1609

(4) 提出書類の取扱い

ア 無償使用

本市は、必要な場合には、提出書類を許可なく無償で利用できるものとします。

なお、提出書類は、理由の如何にかかわらず返却しないものとします。

イ 提出書類の変更等の禁止

提出書類については、本市が特に必要と認めた場合以外は、変更、差替え及び再提出を認めないこととします。

(5) 費用の負担

申込みに関する費用は、全て申込者の負担とします。

7 提出書類に関する注意事項

提出書類の内容については以下の点に注意してください。

- (1) 様式が指定されているものは様式（１～５）を使用して作成してください。
- (2) 用紙の大きさは A4 判縦または A3 判横（片袖折り）としてください。
- (3) 企画提案書に関し、SDG s やカーボンニュートラルに寄与するものがあれば、それを盛り込んだことが分かるようにしてください。
- (4) 参考見積書は、業務期間における総額を明示するとともに、見積根拠を示した内訳書を添付してください。

8 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和 6 年 4 月 1 9 日（金）正午
- (2) 提出方法 質問書（様式有）により電子メールで下記メールアドレス宛に提出してください。
E-mail:info@city.miayzu.kyoto.jp
- (3) 回答方法 令和 6 年 4 月 24 日（水）に市ホームページで回答
※個別での回答は致しません。

9 選定について

公募型プロポーザル方式により審査委員会による審査を行い、優先受託候補者を選定します。

(1) 審査の方法

企画提案書提出後、審査会において、提出された応募書類及びプレゼンテーションにより審査を行い、下記基準に基づき総合的に評価します。

〈審査項目〉（詳細は別紙 3 参照）

- | | |
|-------------|----------|
| ア 企画力・デザイン力 | （ 6 0 点） |
| イ 実施体制 | （ 2 0 点） |
| ウ 費用 | （ 1 5 点） |
| エ 業務実績 | （ 5 点） |

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

- 1 実施日 令和 6 年 5 月下旬予定 ※日時及び会場は別途通知
- 2 プレゼンテーションにおける説明は 15 分程度とし、その後 10 分程度で質疑応答を行います。
- 3 プレゼンテーションの内容は、提出のあった応募書類に基づくものとし、資料の追加は認めません。
- 4 プレゼンテーションの実施者は補助者を含めて 3 名以内とし、本業務に関わる担当者が行なってください。

(3) 優先受託候補者の選定方法

最高得点を得た提案者を受託候補者とし、次に得点が高い提案者を次点とします。ただし、最高得点が、審査会で定める基準点に満たない場合はこの限りではありません。

最高点の者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定します。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された見積書の金額が最も安価な者を契約の優先受託候補者として選定します。

(4) 審査結果の通知

提案者への審査結果は書面により通知します。

(5) 選定結果の公表

選定結果は市ホームページで公表します。

1 0 失格

提案者が、次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 上記3の応募資格の要件を欠いた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 提案に当たり著しい信義に反する行為などにより、審査会が失格であると認めた場合
- (5) 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- (6) 見積額が上記2(4)に掲げる上限額を超過した場合

1 1 プロポーザルの中止等

市は、やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止または取り消すことがあります。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできません。

1 2 その他

- (1) 本プロポーザルに要する費用は、全て提案者の負担とします。
- (2) 提出書類の修正または変更、返却には応じません。
- (3) 提出書類は、日本語を用い、通貨は日本円とします。
- (4) 提出書類は、提案者に無断で本プロポーザルに関すること以外には使用しません。
- (5) 事務処理に必要な範囲で提出書類の複製を作成することがあります。
- (6) 提出書類については、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合、宮津市情報公開条例（平成12年12月26日宮津市条例第56号）の規定により提出書類の情報を公開する場合があります。

1 3 問い合わせ先

宮津市 企画財政部 移住定住・魅力発信課 魅力発信係

電 話：0772-45-1609

F A X：0772-25-1691

E-mail：info@city.miyazu.kyoto.jp

————— * * * —————

宮津市公告第27号

改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により令和6年度農用地利用集積計画（令和6年4月8日付け宮農委第2号通知分）を定めたので、改正前の同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和6年4月15日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 令和6年4月15日

至 令和6年5月7日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

————— * * * —————

宮津市公告第28号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和6年4月22日

宮津市長 城 崎 雅 文

(以下揭示済)

* * *

宮津市公告第29号

改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により令和6年度農用地利用集積計画（令和6年4月18日付け宮農委第6号通知分）を定めたので、改正前の同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和6年4月22日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 令和6年4月22日

至 令和6年5月14日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

* * *

宮津市公告第30号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画について、同条第5項の規定により認可したので、同条第7項の規定により公告し、当該計画を次のとおり縦覧に供します。

令和6年4月25日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 農用地利用集積等促進計画の縦覧期間

自 令和6年4月25日

至 令和6年5月17日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

* * *

宮津市公告第31号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、令和6年4月23日付け6京農会村第533号で農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画について、同条第5項の規定により認可したので、同条第7項の規定により公告し、当該計画を次のとおり縦覧に供します。

令和6年5月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 農用地利用集積等促進計画の縦覧期間

自 令和6年5月1日

至 令和6年5月22日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

議 会

宮津市議会規程第1号

宮津市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年4月30日

宮津市議会議長 長 本 義 浩

宮津市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

宮津市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年議会告示第1号）の一部を次のように

改正する。

第4条第1号エ中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第5条第1項第3号中「保有個人情報」を「議会に対する行為による保有個人情報（議会の事務局の職員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）」に改め、同条第2項第2号中「保有個人情報」を「保有個人情報（前項第3号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。）」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月30日から施行する。

教育委員会

《告 示》

宮津市教育委員会告示第11号

令和6年第6回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和6年4月16日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

1 日 時 令和6年4月23日（火）午後1時

2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4階応接会議室）

選挙管理委員会

宮津市選挙管理委員会告示第5号

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間における選挙人名簿抄本閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年4月11日

宮津市選挙管理委員会

委員長 稲 垣 成 光

公職選挙法第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る選挙人名簿の抄本の閲覧はなかった。

＊ ＊ ＊

宮津市選挙管理委員会告示第6号

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間における在外選挙人名簿抄本閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項及び在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第2条の2において準用する公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年4月11

宮津市選挙管理委員会

委員長 稲 垣 成 光

公職選挙法第30条の12において準用する第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る在外選挙人名簿の抄本の閲覧はなかった。

農 業 委 員 会

《 告 示 》

宮津市農業委員会告示第 4 号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和 6 年 4 月 4 日

宮津市農業委員会

会長 関 野 掲 司

1 日 時 令和 6 年 4 月 11 日（木）午前 9 時 30 分

2 場 所 宮津市中央公民館 大会議室

3 議 題

議案第 14 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る許可について

議案第 15 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について

議案第 16 号 非農地証明交付申請の承認について

議案第 17 号 再生利用が困難な農地に係る非農地判断について

議案第 18 号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定等について

議案第 19 号 農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について

議案第 20 号 令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について